

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年11月5日

京都市長 門川大作

1 建築物の所在地，用途及び構造

- (1) 所在地 京都市伏見区竹田七瀬川町177番地
- (2) 用途 一戸建ての住宅
- (3) 構造 木造2階建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市伏見区竹田七瀬川町177番地
- (2) 氏名 大窪 憲治

3 命令年月日

平成25年10月21日

4 命令の内容

平成25年11月30日までに、次に掲げる措置のうち、そのいずれかを講じること。

- (1) 本件建築物の増築部分の基礎について、建築基準法施行令第38条第3項に規定された建築物の構造，形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法とすること。

また、本件建築物の増築部分の外壁の延焼のおそれのある部分について、防火構造とすること。

- (2) 本件建築物の増築部分を除却すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)